

自動車整備分野における外国人材の受入

北海道運輸局

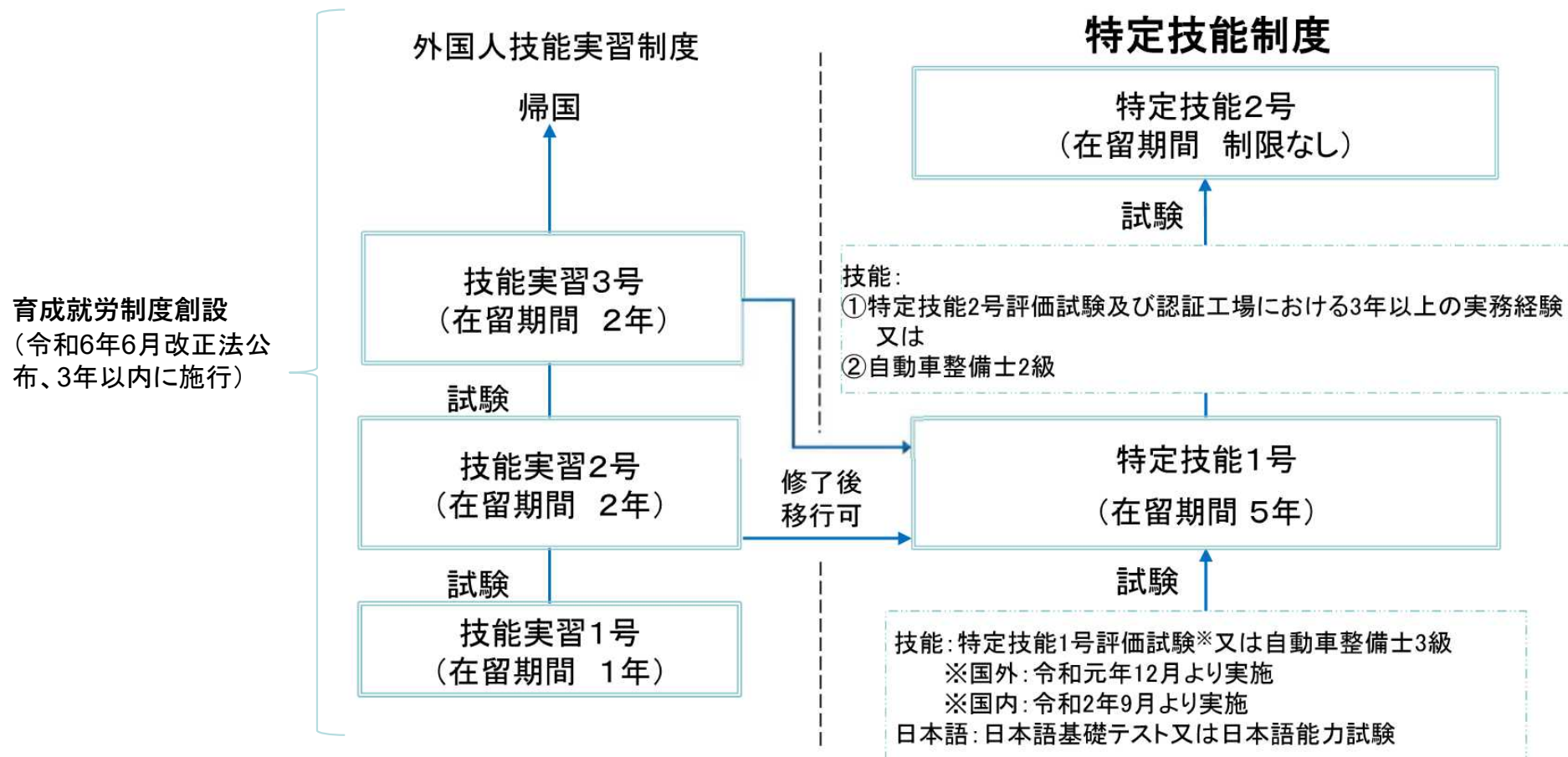
● 自動車整備分野における外国人材の受入実績

【技能実習生】 平成28年4月受入開始 → 5,818人（令和6年12月末時点）

【特定技能1号】 令和元年9月受入開始 → 3,076人（令和6年12月末時点）

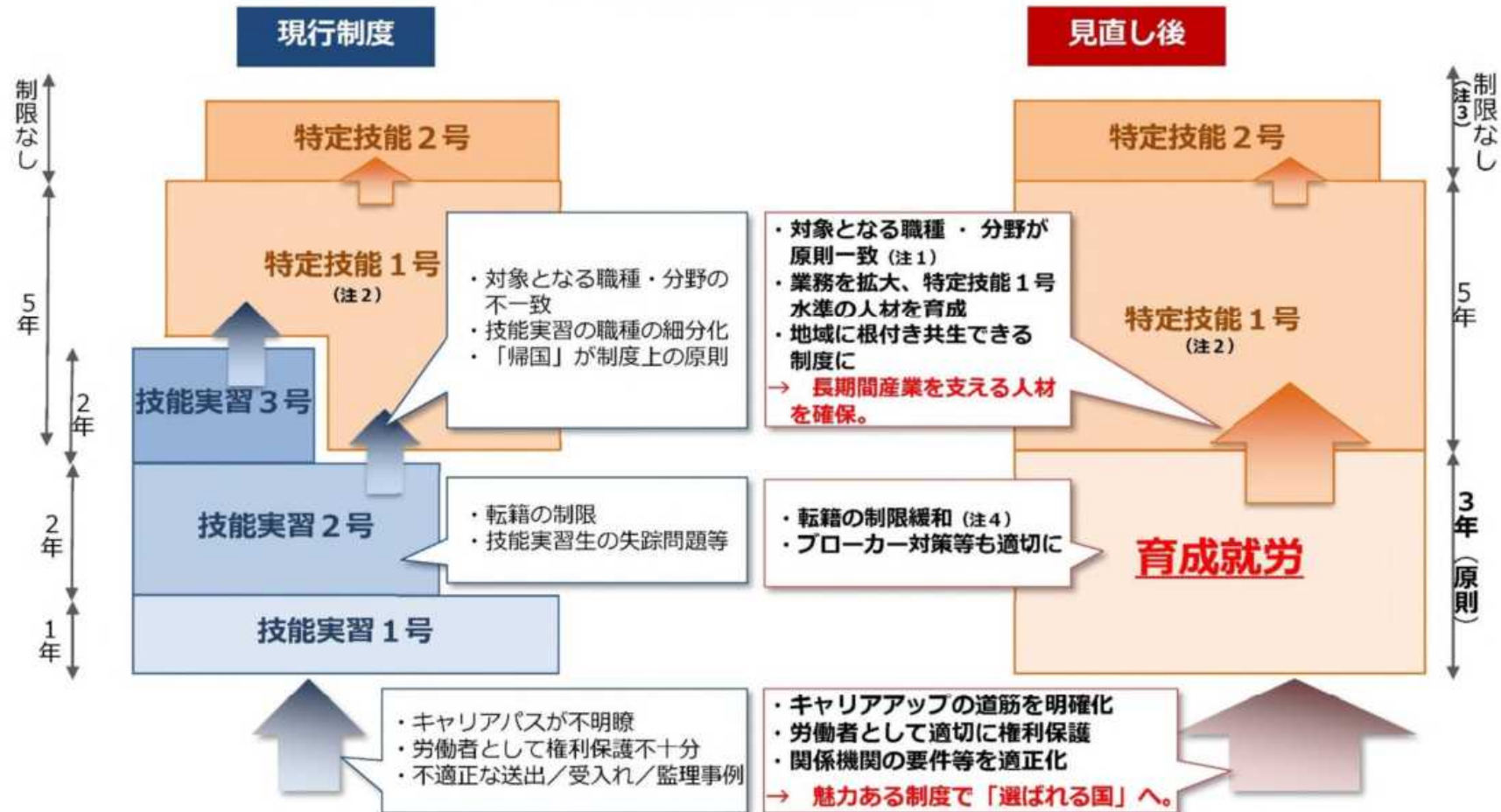
● 令和5年6月、在留資格期間に制限のない「特定技能2号」の対象が自動車整備分野に拡大

【特定技能2号】 令和5年8月受入開始 → 3人（令和6年12月末時点）



(参考) 育成就労制度の創設 (外国人技能実習制度の見直し)

制度見直しのイメージ図



(注1) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野は育成就労の対象外。

(注2) 特定技能1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

(注3) 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

(注4) 転籍の制限緩和の内容

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
 - ・ 同一機関での就労が1～2年（分野ごとに設定）を超えている
 - ・ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
 - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす